

宇多津町一般廃棄物処理基本計画【概要版】

(令和5年度～令和14年度)

1. 基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

平成25年3月(平成31年1月変更)に策定した「宇多津町一般廃棄物処理基本計画」について、全面的に見直し、新たに令和5年度から令和14年度までを計画期間とする本計画を策定するものです。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画として位置付けられ、上位計画である「宇多津町総合計画」で掲げている一般廃棄物処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、一般廃棄物処理に関する最上位計画です。

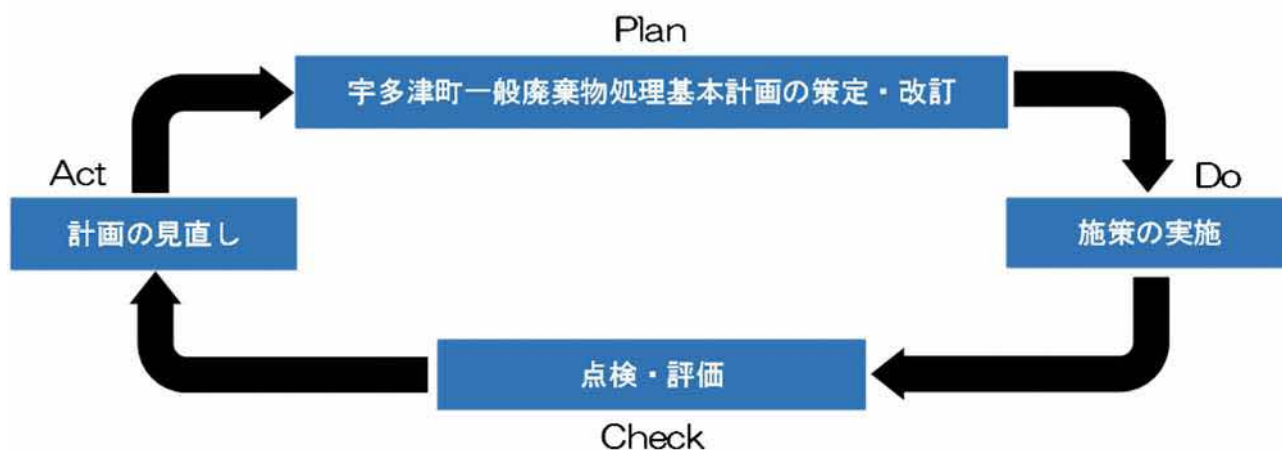
1.2 計画の主体

区分	役割
住民・事業者	・住民・事業者が担う役割は、自らが暮らす地域を、より良い空間にすることであり、それは住民・事業者の権利であるとともに、義務でもあります。 ・本計画推進の主役としての自覚と責任を持ち、行政との連携・協働に努め、積極的な社会貢献や主体的な本計画への参画が必要です。
行政	・行政が担う役割は、本計画に基づき、総合的かつ計画的に各種取組の推進や調整を図ることです。 ・各種取組の推進にあたっては、積極的に情報公開を行いながら、住民・事業者と一体になって行うことが必要です。また、国、県、周辺市町及び関係機関への要請や調整、連携を行い、円滑で効果的な計画推進を行うことが必要です。

出典：宇多津町総合計画(宇多津町、平成26年3月)を基に作成

1.3 計画の点検・評価・見直し

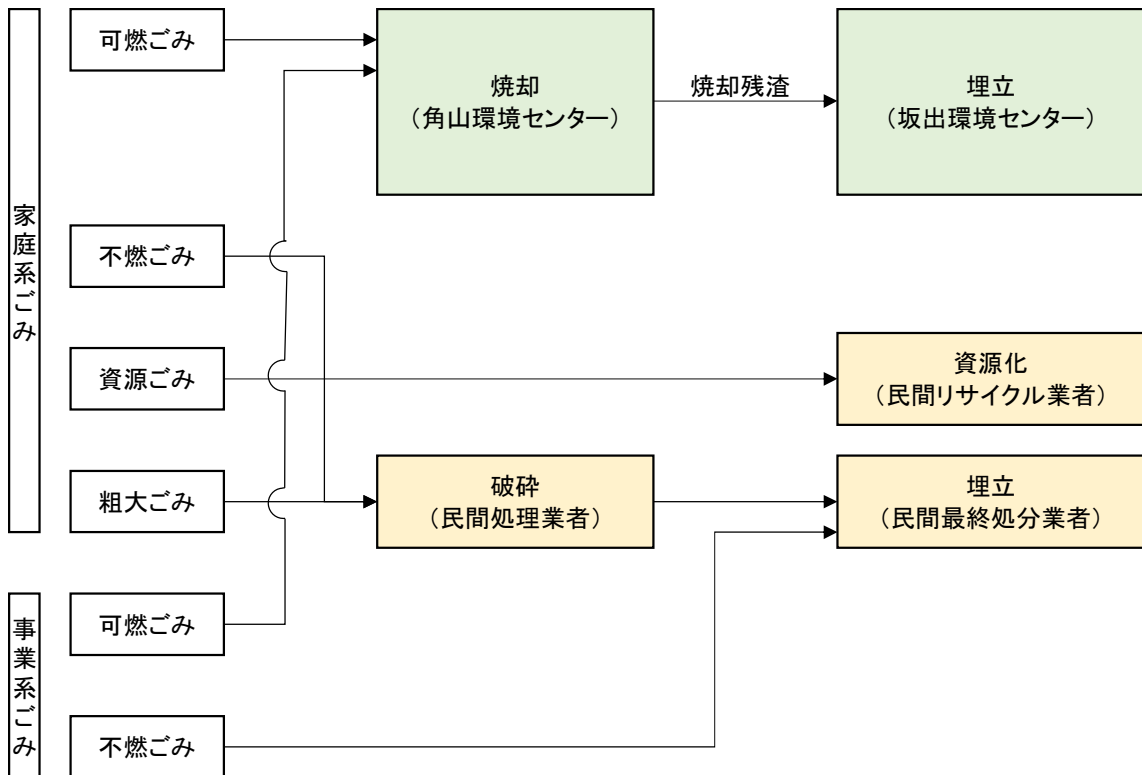
本計画は、施策の実施状況、ごみの排出状況、廃棄物処理に関する社会状況の変化などに応じて点検・評価・見直しを行い、より実効性の高い計画としていきます。



2. ごみ処理基本計画

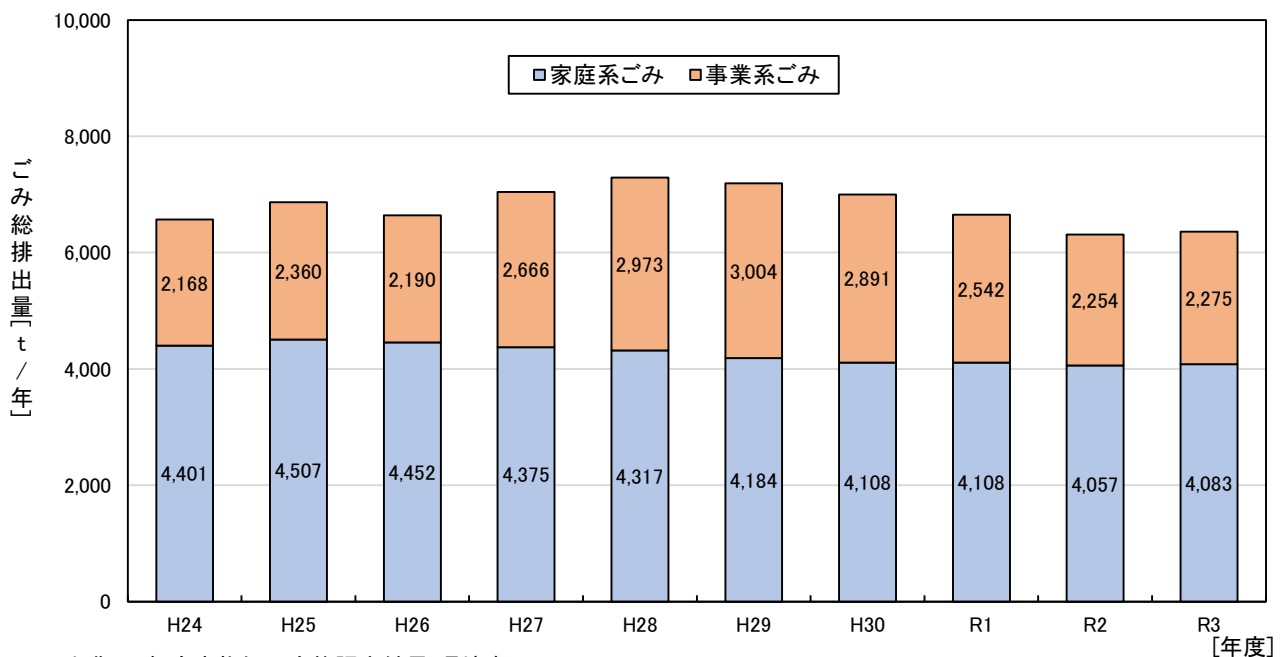
2.1 ごみ処理現状

(1) ごみ処理フロー（計画見直し後も変更はありません）



(2) ごみ総排出量の状況

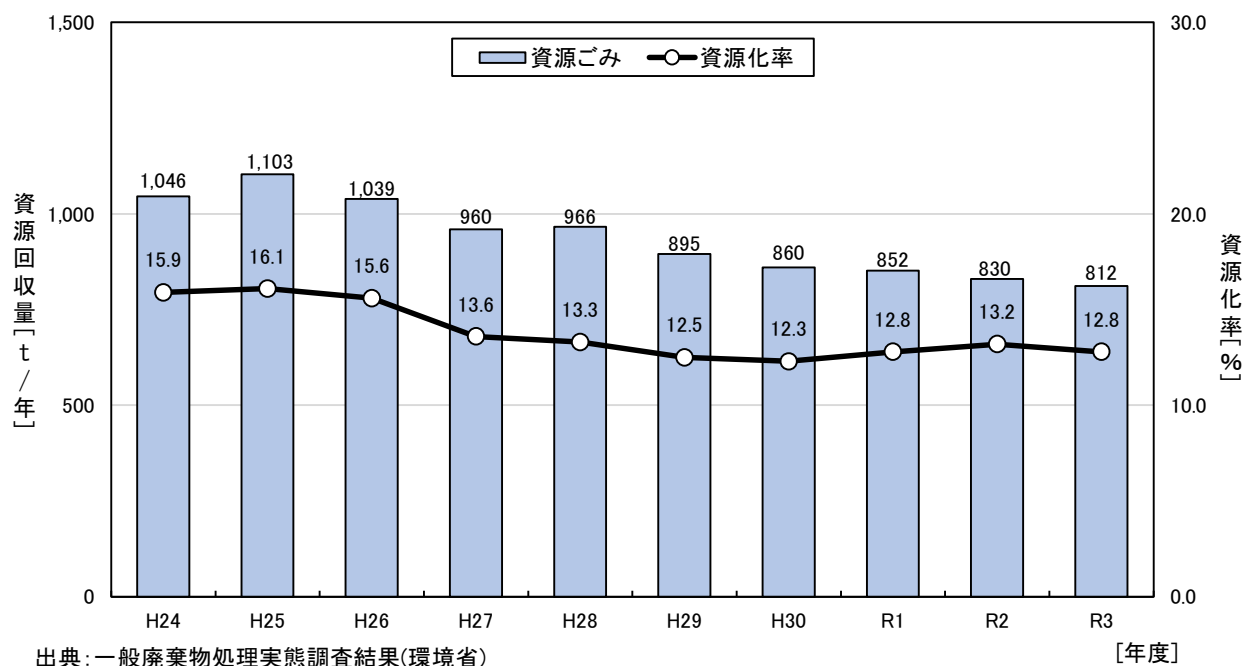
ごみ総排出量は、家庭系ごみが約 64%、事業系ごみが約 36%の構成となっています。令和2年度までは、家庭系ごみ、事業系ごみともに概ね減少傾向で推移していましたが、令和3年度はわずかに増加しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

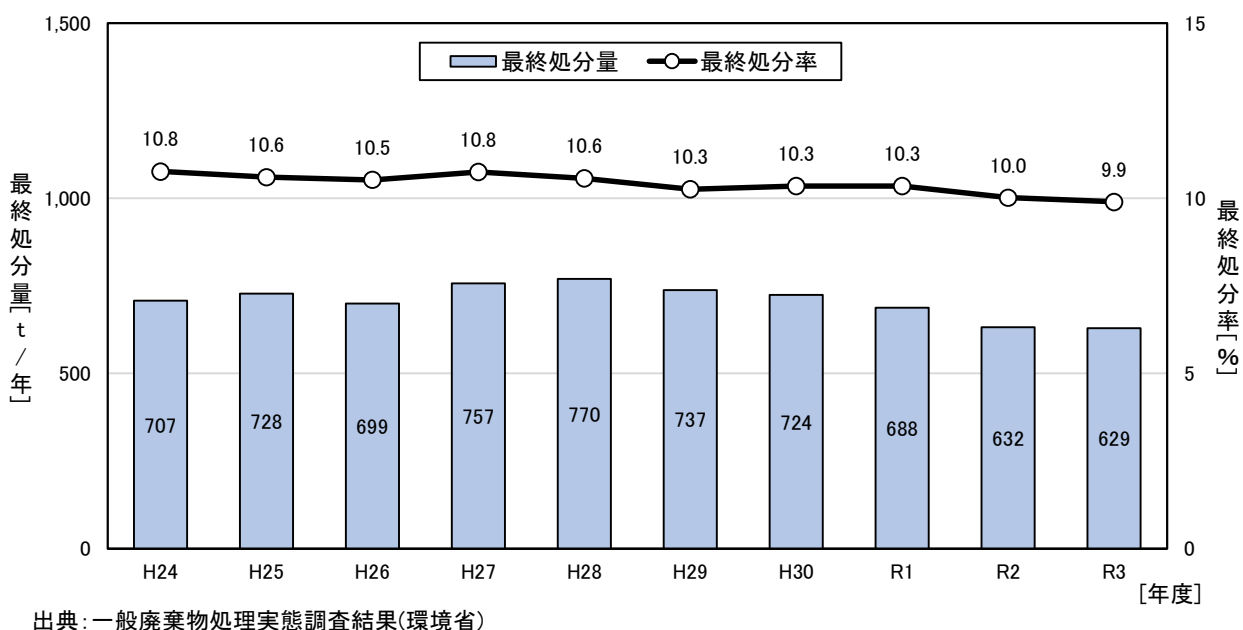
(3) 資源化の状況

資源化量は全体として減少傾向で推移していますが、資源化率は令和元年度以降増加傾向となっています。しかし、香川県平均や全国平均を大きく下回っています。



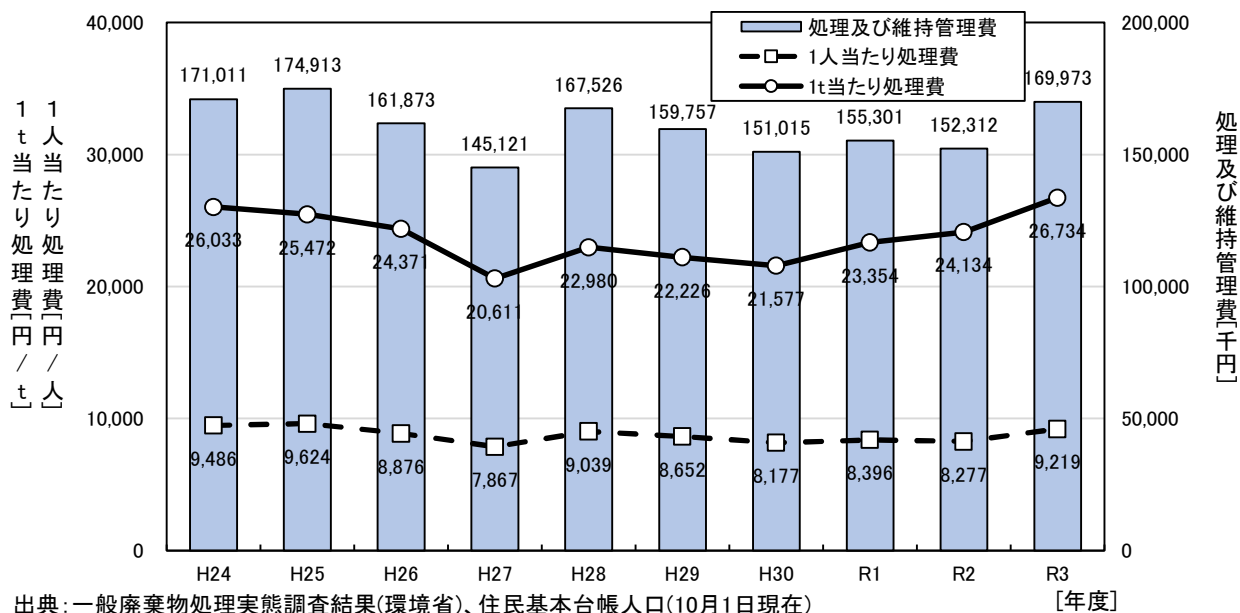
(4) 最終処分の状況

最終処分量は平成 29 年度以降減少傾向で推移しています。また、最終処分率は約 10%程度で推移しており、ほぼ香川県平均と同値ですが、全国平均より若干高くなっています。



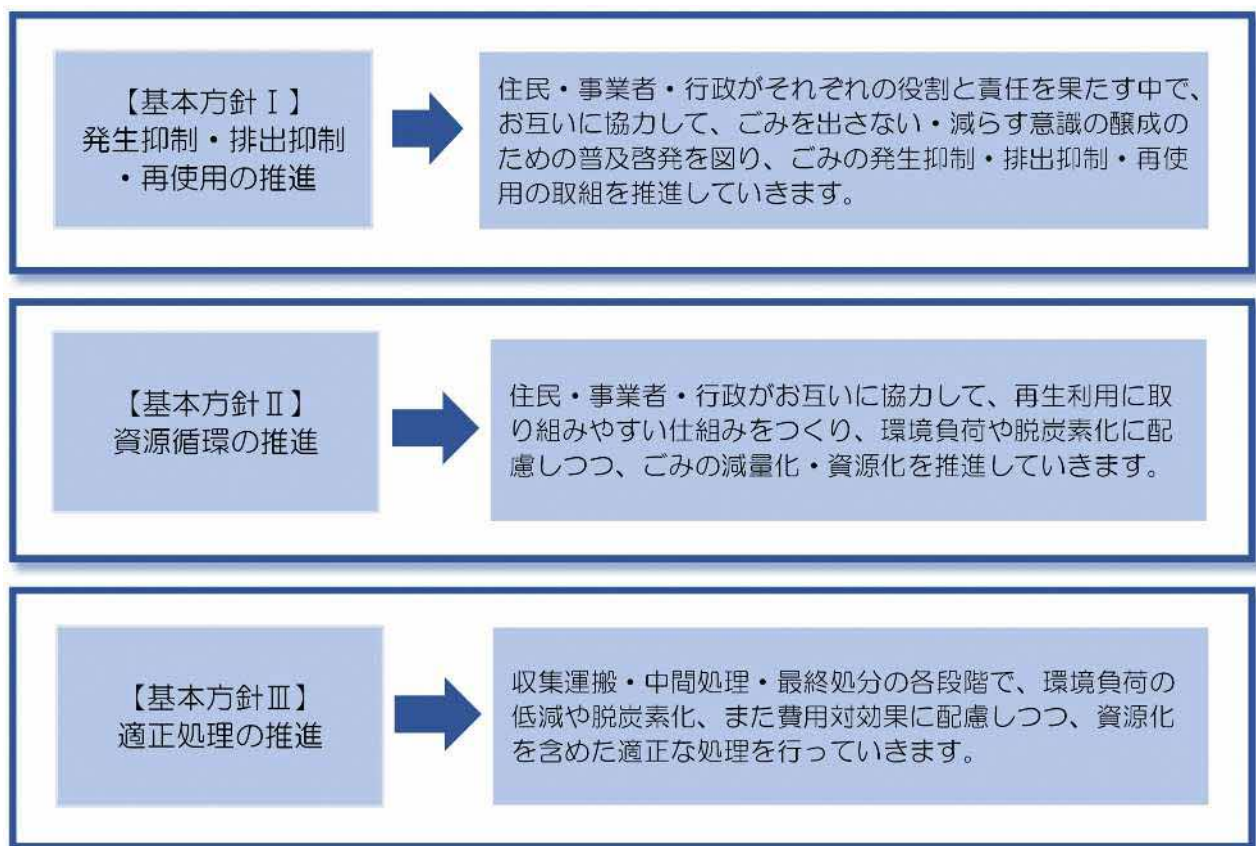
(5) ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費のうち処理及び維持管理費は、令和3年度で年間約1.7億円となっています。また、1人当たりの処理費は大きな変化はなく推移していましたが、令和3年度は若干増加し、年間約9千円/人程度となっています。ごみ1t当たりの処理費は令和元年度以降増加しており、令和3年度は27千円/tとなっています。



2.2 基本方針

本計画の基本方針は、【基本方針Ⅰ「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」】、【基本方針Ⅱ「資源循環の推進」】及び【基本方針Ⅲ「適正処理の推進」】として設定します。



2.3 計画の目標

本町のごみ処理の現状を踏まえ、香川県の動向を勘案して、令和3年度を基準年度、令和14年度を最終目標年度とした、以下の3つの数値目標を設定します。

目標1 ごみ総排出量を33g削減します。

【指標：1人1日当たりごみ総排出量】

- * 住民1人1日当たり33g/人・日削減は、ごみ総排出量約4%削減に相当します。
⇒住民1人1日当たり「牛乳パック1個分程度」の削減を目指します。

目標2 家庭系ごみ（資源ごみ除く）を7g削減します。

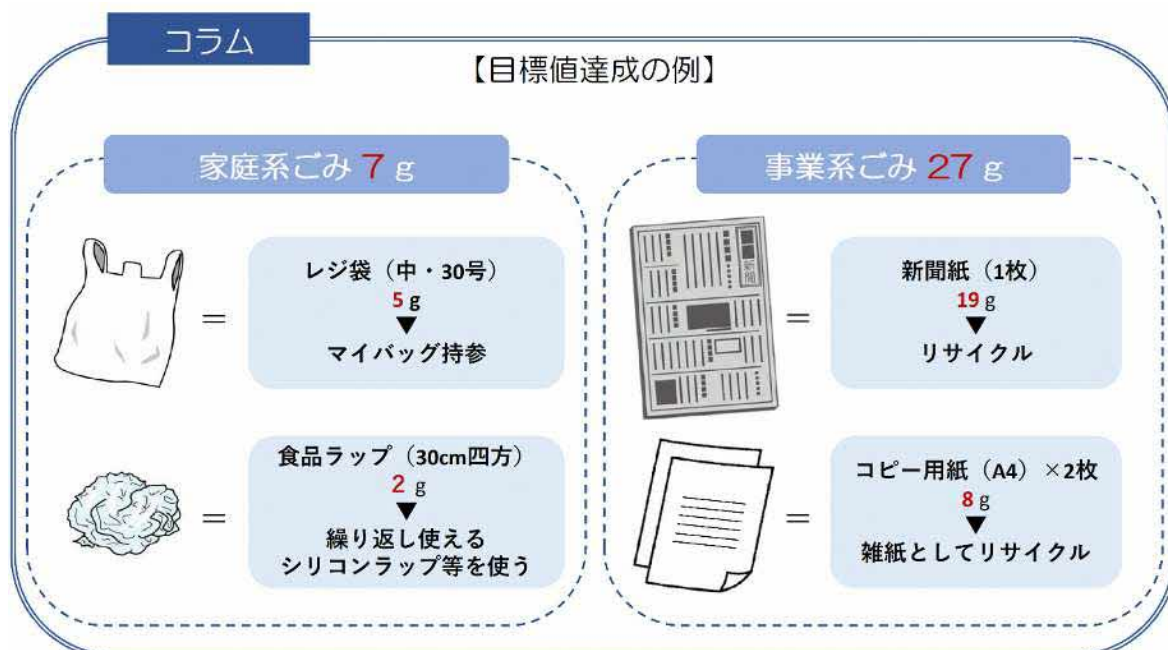
【指標：1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）】

- * 住民1人1日当たり7g/人・日削減は、家庭系ごみ約1%削減に相当します。
⇒住民1人1日当たり「レジ袋(大)1枚分程度」の削減を目指します。

目標3 事業系ごみを令和3年度実績程度に維持します。

【指標：事業系ごみ排出量】

- * 事業系ごみ排出量は、各自治体の産業構造や就業構造によって変化するもので、住民のごみ減量化意識や分別への協力が直接反映されるものではありません。
- * 他の指標と対比してわかりやすく比較すると、事業系ごみ排出量を令和3年度実績程度に維持するためには、住民1人1日当たり27g/人・日削減が必要です。
⇒これは住民1人1日当たり「新聞紙1.5枚分程度」の削減に相当します。



2.4 施策体系

3つの基本方針である「基本方針Ⅰ 発生抑制・排出抑制・再使用の推進」、「基本方針Ⅱ 資源循環の推進」及び「基本方針Ⅲ 適正処理の推進」に基づき、ごみの減量・資源化施策並びにごみの適正処理施策に取り組んでいきます。

基本方針	基本施策	施策の位置付け		
基本方針Ⅰ 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	1-01 啓発・情報提供の充実		拡充	
	1-02 環境教育・環境学習の充実		拡充	
	1-03 各種イベントの開催	継続		
	1-04 家庭系生ごみの減量化の推進	継続		
	1-05 食品ロス削減の推進	継続		
	1-06 ごみ処理有料化等の検討	継続		
	1-07 事業所に対する排出抑制指導の推進		拡充	
	1-08 プラスチックごみの発生抑制の推進	継続		
	1-09 海ごみ対策の推進	継続		
	1-10 再生品の活用推進	継続		
基本方針Ⅱ 「資源循環の推進」	2-01 分別強化の推進		拡充	
	2-02 プラスチック類の資源化推進			新規
	2-03 パソコン及び小型家電製品の資源化の推進	継続		
基本方針Ⅲ 「適正処理の推進」	3-01 効果的・効率的な収集運搬体制の構築	継続		
	3-02 高齢者等への対応			新規
	3-03 事業系ごみの適正処理の推進			新規
	3-04 中間処理施設の維持管理及び整備推進	継続		
	3-05 最終処分場の確保	継続		
	3-06 災害廃棄物の適正処理に向けた対応	継続		
	3-07 適正処理困難物等への対応	継続		

コラム

【食品ロスの削減】

- ◆日本の食品ロス量は、年間522万トン（令和2年度）と推計され、国民1人当たり毎日お茶碗約1杯分（約150g）の食べ物が捨てられています。
- ◆香川県では、主に家庭から出る食品ロスの削減を目指して、食品ロスを減らすライフスタイルを環境・身体・家計にかしこい「スマート・フードライフ」と名付け、普及啓発を中心とした施策に取り組んでいます。本町においても、「スマート・フードライフ」を推奨しています。



出典：令和3年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書(環境省)

3. 生活排水処理基本計画

3.1 生活排水処理の現状

(1) 処理体系（計画見直し後も変更はありません）

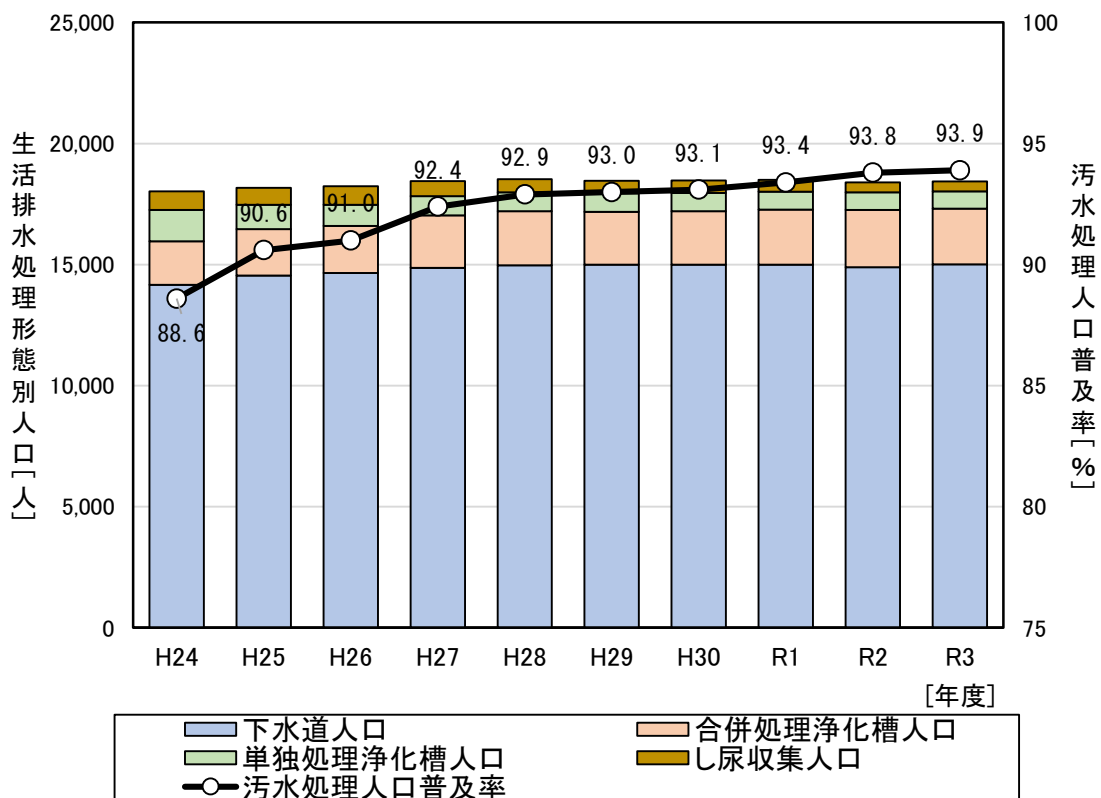
本町の一般家庭や事業所などから発生する生活排水（し尿及び生活雑排水）は、流域下水道に集めて処理（集合処理）するほか、合併処理浄化槽により各家庭などで個別に処理（個別処理）しています。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する汚泥と汲み取りし尿については、坂出、宇多津広域行政事務組合所管の汚泥再生処理センター「番の州浄園」へ搬入し、適正に処理を行うとともに、汚泥の肥料化を行っています。

(2) 生活排水処理形態別人口及び浄化槽汚泥等排出量の推移

令和3年度の本町の汚水処理人口普及率は93.9%で、第4次香川県全域生活排水処理構想の本町中間年次目標（令和2年度）98.7%には達していない状況です。

浄化槽汚泥等・し尿排出量は、平成24年度以降減少傾向で推移しており、直近5年間は、約1,000kL/年～1,200kL/年程度となっています。



浄化槽汚泥・し尿排出量の推移

単位: kL/年

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
し尿	695	674	657	584	501	473	482	445	426	433	406
浄化槽汚泥	1,069	585	702	564	647	600	665	627	630	798	628
計	1,764	1,259	1,359	1,148	1,148	1,073	1,147	1,072	1,056	1,231	1,034

出典: 宇多津町資料

3.2 基本方針

宇多津町総合計画における基本方針を踏まえて、前計画の基本方針を踏襲します。

公共下水道の整備により、汲み取り処理対象戸数が減少していくため、汲み取り処理体制の再編を図る。また、公共下水道整備対象地域以外の地域では、合併処理浄化槽等の普及につとめる。

3.3 計画の目標

本町の生活排水処理施設は、流域下水道及び合併処理浄化槽であり、今後も継続して事業を推進していくことによって汚水処理人口普及率の向上を図り、目標年度の令和14年度における汚水処理人口普及率を99%以上にします。

目標 汚水処理人口普及率を99%以上にします。
【指標：汚水処理人口普及率】

3.4 処理計画

(1) 収集運搬計画

し尿の収集・運搬は町直営で行い、また浄化槽汚泥の収集・運搬は現在の許可業者で行います。

(2) 中間処理及び最終処分計画

生活排水の処理体系は、現状の体制を継続します。合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する汚泥と収集し尿については、坂出、宇多津広域行政事務組合所管の汚泥再生処理センター「番の州浄園」へ搬入し、適正に処理を行います。

また、中間処理した後に発生する脱水汚泥は、番の州浄園で焼却処理を行い、焼却残渣は、坂出市所管の最終処分場「坂出環境センター」で埋立処分します。また、脱水汚泥の一部は肥料化を行います。



**宇多津町一般廃棄物処理基本計画【概要版】**
発行：令和5年3月
宇多津町 住民生活課
〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地
TEL 0877-49-8000 FAX 0877-49-8026